令和３年１１月２６日
第10回総務企画専門委員会決定

第８０回国民スポーツ大会・第２５回全国障害者スポーツ大会
文化プログラム実施基本方針

１ 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第８０回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）及び第２５回全国障害者スポーツ大会（以下「青の煌(きら)めきあおもり国スポ・障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げるとともに、県民総参加の青の煌(きら)めきあおもり国スポ・障スポをめざす。

あわせて、あおもりの自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力について全国へ発信する。

２ 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第８０回国民スポーツ大会青森県準備（実行）委員会が認めたものとする。

(1)スポーツに関連する文化・芸術事業

(2)青森県の文化・芸術を紹介する事業

(3)その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

３ 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

(1)公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会

(2)青森県内の市町村

(3)文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等(宗教団体、政治団体を除く)

４ 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として令和８(2026)年１月１日から令和８(2026)年12月31日までの期間とする。

５ 会場地

文化プログラムは、原則として青森県内で実施する。

６ 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、３に定める各事業の実施者が負担する。